

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

障害児者問題調査会開催される

11月14日(火)、自由民主党本部7階において政務調査会の「障害者問題調査会」による平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する関係団体ヒアリングが行われた。

全肢連からは石橋副会長・上野常務理事が出席し、平成30年度障害者サービス等報酬改定に関する意見を以下の通り表明した。

自由民主党 政務調査会
障害児者問題調査会会長 衛藤 晟一 様

平成30年度障害者サービス等報酬改定に関する意見表明

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会
会長 清水 誠 一

日々、肢体不自由児者の日常生活の環境向上に務められていることに感謝申し上げます。当会は、「住み慣れた地域で、共生社会の実現！～使えるサービスの実現、充実をめざして～」をテーマに掲げて活動しています。

テーマ実現のため、平成30年度報酬改定で次のことを重点項目として要望いたします。

- 1 グループホーム等で重度心身障害児者を24時間支える必要がある住まいの場での持続的勤務ができる支援員に対する報酬等の確保を図られたい。
特に医療的ケア児者への特例的な加算配分の充実、確保を図られたい。
- 2 地域の福祉施設がショートステイ(短期入所)を始めたくても、このままの報酬では将来的に見通しが立たない。施設から地域への移行を促進するためにも、身近な福祉型短期入所サービスに対する報酬増を図られたい。
- 3 今回の報酬改定と直接関係はないが、現状の移動支援制度は「個別給付と地域生活支援事業」の二本立てで行われており、一法律一制度でありながら、現制度化の地域生活支援事業では地域間格差を解消する手立てが厳しく自治体の裁量で決定されることから、

地域格差が益々生じており真に必要なサービスが得られないという現実がある。

移動支援の改訂は報酬改定時期に合わせる事とすることから、地域活動支援制度の活用だけでなく、全国一律の制度とすることに加え、通勤・通学など個別給付施策としての制度化の推進、拡大を図りたい。

次に、より質の高いサービスを提供してく上で課題及び対処方策と、地域生活を支援する新たなサービス内容の充実を視点とし、早期に実現していただきたい項目として下記の事項を要望いたします。

- 1 肢体不自由児者にとって身体機能の維持改善にリハビリテーションは生涯にわたって必須であるが提供体制が貧しく維持改善どころか二次障害に至る場合も起きています。障害児（者）リハビリテーション料の算定できる施設について、障害児（者）の生活をする地域においてリハビリテーションを受けられるよう脳血管等リハビリテーション料と同等の金額へ引き上げられるよう要件の改善を図りたい。
- 2 重度重複肢体不自由者（身障1種2級以上、療育手帳A判定、介護区分6）のグループホームへ入居した場合、「障害者基礎年金」や「特別障害者手当」等の支給金額よりも多くかかる事業所もある。重度重複肢体不自由児者にとって就労は難しい状況であり、「年金」「手当」以上の収入は望めない。
一人の独立した個人として、重度重複肢体不自由者が地域で最低限の健全な生活が営むことのできるように年金のあり方にとらわれず、少なくとも生活保護受給者と同等の生活支援の保障としての拡充を図りたい。
- 3 厚生労働省は文部科学省と協働し、医師並びに看護師、その他専門医療職を目指す学生が、医療的ケア等の必要な重度心身障害者やその家族と接する機会が得られるような仕組み（医学部卒業までに必要な臨床実習を取り入れるなど）の構築を図りたい。
- 4 国の方針に基づき、施設入所から地域移行をめざしているが、グループホーム等の整備が未だ不十分である。重度障害者が利用できるグループホーム設置促進と、障害当事者、親の高齢化による入所の必要性が高くなる事への対策として、住まいの場の整備と重度障害者の入所施設の確保を図りたい。
- 5 障害者が65歳になると、それまで受けていた障害者福祉サービスから介護保険サービスに優先適用されるが、障害者が必要とするサービスが介護保険サービスにない、生活介護の継続利用が必要なことから、平成27年2月18日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉課から各都道府県等に対して事務連絡で「併給可」の通達の更なる周知、徹底を図りたい。
- 6 障害児の学籍は住んでいる居住地学区に置く事が出来るよう図りたい。
- 7 学校教育の場での介護職員等が一定の研修後行なえる医療的ケアについて、取扱いできるヘルパー等の増員を図るとともに、厚生労働省と連携を図り制度設計の一層の促進を図りたい。また、施設などにおいても支援する人材（介護職員）を確保するための十分な財源確保を図りたい。

以上

なお、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討を行っている「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」においては現在、各障害福祉サービス等の具体的な方向性について議論がされており、年内中には報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめが行われ、平成30年1月～2月を目途に障害福祉サービス等報酬改定案が決定となる予定だ。

▽詳しくは、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(平成30年度報酬改定)Webサイト▽
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

平成30年障害福祉サービス等報酬改定における主な論点

- 1.障害者の重度化及び高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援
 - 重度対応型グループホームの新設
 - 自立生活援助の報酬・基準【新サービス】
 - 地域生活支援拠点に係る報酬上の評価
 - 入院中の重度訪問介護の利用 等
- 2.障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
 - 医療的ケア児への支援の評価
 - 人員配置体制や利用者の状態像、支援時間等に応じた評価
 - 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準【新サービス】等
- 3.精神障害者の地域移行の推進
 - 自立生活援助の報酬・基準【再掲】
 - 長期入院精神障害者を受け入れるグループホームの評価 等
- 4.就労支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
 - 一般就労への移行実績や賃金・工賃実績等に応じたメリハリの効いた報酬設定
 - 就労定着支援の報酬・基準【新サービス】等
- 5.効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

第87回社会保障審議会障害者部会開催される

11月22日(水)東京都千代田区KKPホテル東京にて開催された第87回社会保障審議会障害者部会において、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けての新サービスの基準についての討議が行われた。

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスとして「就労定着支援」、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行なうサービスとして「自立生活支援」の創設。また、重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」の創設について討議が行われた。

今号では「就労定着支援」「自立生活支援」の創設について概要を掲載する。

なお、次回開催は12月11日(月)に予定されている。

* 就労定着支援の創設（就労定着に向けた支援を行なう新たなサービス） *

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。

このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

【対象者】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。

【支援内容】

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

【就労定着支援に係る論点】

- ①サービス対象者の要件
- ②指定要件・支援内容
- ③サービスの利用開始時期（契約時期）
- ④基本報酬・加算
- ⑤サービスの従事者の要件
- ⑥サービスの設備基準
- ⑦定員
- ⑧自立生活援助・訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

* 自立生活援助の創設（地域生活を支援する新たなサービス） *

障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。

このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

【対象者】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する者等。

【支援内容】

定期的に利用者の居宅を訪問し、

- ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- ・公共料金や家賃に滞納はないか
- ・体調に変化はないか、通院しているか
- ・地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

【自立生活援助に係る論点】

- ①サービスの対象者像
- ②定期訪問のマネジメント
- ③随時対応のための体制
- ④職員配置
- ⑤基本報酬、加算
- ⑥他のサービスとの関係

▼詳しくは、第87回社会保障審議会障害者部会 資料Webサイト▼

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000185308.html>

厚労省 心身障害者扶養保健事業に関する検討会 報告書

心身障害者扶養保険制度は、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度を、独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度である。心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金を支給する任意加入の制度である。心身障害者扶養保険制度は、昭和45年の創設以降、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しが行われてきたところである。

主な見直しの経過としては、平成8年に、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引上げ、過去の保険料納付不足分について、平成27年度まで、国及び道府県・指定都市で46億円ずつ負担する等の措置が講じられた。さらに、この見直し以降、運用利回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加等により、年金給付に必要な費用に積立不足が生じたため、平成20年4月から保険料を引き上げるとともに、公費投入の期間を平成62年度まで延長する等の措置を講じている。

このような見直しの経緯を踏まえ、扶養保険制度を長期にわたって安定的に維持していく観点から、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしており、厚生労働省では平成30年度からの次期中期目標（平成30年度～平成34年度）の策定に先立ち、平成29年において有識者や関係者等で構成する「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」を設け、幅広い観点から財務状況等についての検討を本年5月より行ってきた。

この心身障害者扶養保険事業に関する検討会の構成員である慶應義塾大学経済学部教授駒村航平氏の研究所から、国の機関が主導する心身障害者扶養共済保険がうまく普及していないという問題の原因と改善策を見つけ出す研究を行うにあたり、普及していない問題やどれくらいの方々がこの制度を知っているのか等の心身障害者扶養共済制度に関する調査依頼を受け、本年9月に各都道府県肢連に協力をお願いした。

心身障害者扶養保険事業に関する検討会において2回にわたる心身障害者扶養事業の見直しを経て11月6日に報告書（案）が発出された。

▽詳しくは、心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書(案)Webサイト▽

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000185221.html>

障害者福祉事業厚労省調査～就労A、Bは上昇

厚生労働省は11月10日、障害福祉サービス事業所の収支状況などを調べた「平成29年障害福祉サービス等経営実態調査」の結果を発表した。事業所の収支差率は平均で5.9%。平成26年の前回調査に比べ3.7ポイント下がった。療養介護など大多数のサービスで下がった。一方、就労継続支援A型(14.2%)などは上昇し、全体の収支差率が他産業に比べて依然高いと指摘される要因となっている。収支差率が高いと経営に余裕があるとみなされ、報酬引き下げの理由となる可能性がある。

調査結果は、平成30年度障害報酬改定に向けて議論する同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に示された。

調査は今年5月に実施。平成28年度決算について1万7,439事業所を対象とし、8,993事業所から有効回答を得た(有効回答率は50.6%で、前回調査より18ポイント上昇)。

平均収支差率が前回調査よりも下がった要因として、収入に対する給与費の比率が64.4%(前回調査時は61.1%)に上昇したことがある。

平成27年度の報酬改定は職員の処遇改善加算分を拡充する一方で基本報酬を引き下げ、トータルで0%改定となった。基本報酬の引き下げ分が効いた結果、今回は収支差率が下がったとみられる。

収支差率が上がった就労A型とB型では、給与費比率が前回調査よりも下がっている。一方、収支差率が下がったサービス(療養介護など)では給与費比率は上がった。

平成29年度1年分の給与額を見ると、施設長・管理者は常勤の場合、全サービス平均で約521万円。サービス種別でみると、就労A型と放課後等デイサービスだけが400万円を下回った。

利用者に最低賃金以上を支払わなければならないA型では、生産活動で得た収入から利用者に賃金を支払うことが原則だが、生産活動収入だけでは賄いきれない実態がある。

そこで職員の給与を抑えて一定の収支差額を生みだし、利用者の賃金に充当する不適切な運用が「全体の7割程度はある」(厚労省)とみられている。

<障害福祉サービスの経営実態調査 ※抜粋>

	サービスの種類	収支差率	給与費比率
収支差率アップ	就労継続支援A型	14.2%(4.8%増)	58.9%(0.9%減)
	共同生活援助(外部サービス利用)	6.8%(3.6%増)	56%(0.6%増)
	就労継続支援B型	12.8%(2.7%増)	58.8%(2.0%減)
	共同生活援助(介護サービス包括型)	9.2%(2.7%増)	58.6%(1.0%減)
	施設入所支援	4.8%(0.2%増)	61.1%(0.4%減)
収支差率ダウン	福祉型障害児入所施設	0.0%(9.7%減)	61.1%(0.4%減)
	療養介護	3.3%(9.6%減)	66.9%(7.7%増)
	生活介護	5.3%(8.1%減)	61.7%(1.9%増)
	就労移行支援	9.5%(7.3%減)	62.4%(4.3%増)
	行動援護	6.5%(5.6%)	77.7%(9.3%増)

障害者週間 みんなでつくる共生社会～共に生き、共に考える、明日を～

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者施策に関する国民への関心と理解を広く深める必要があります。

政府は毎年12月3日～9日を「障害者週間」と定め、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動等をはじめ、様々な取組・行事を行うこととしています。

◇「障害者週間のポスター」原画展◇

- ・日 時：平成29年12月3日(日)～9日(土) 午前10時～午後6時
- ・会 場：有楽町駅前地下広場 東京都千代田区有楽町2-7-1
- ・参加費：入場無料 ※どなたでも参加可
- ・内 容：全国の小・中学校等から公募した「心の輪を広げる体験作文」の最優秀作品及び「障害者週間のポスター」の推薦作品の原画等を展示する。

◇障害者週間「連続セミナー」◇

- ・日 時：平成29年12月7日(木)～8日(金) 午前9時30分～午後6時20分
- ・会 場：有楽町朝日スクエア 東京都千代田区有楽町2-5-1有楽町マリオン11階
- ・参加費：無料 100名
- ・内 容：障害者週間の行事の一環として、8団体が障害及び障害者に関する国民の理解を促進するため、連続してセミナーを実施する。
- ・申込み、問合せは各セミナーの主催団体まで。

<12月7日(木) 1日目>

①午前9時30分～11時20分

『超高齢化・高度情報化社会における情報支援の必要性とは？

～高齢者・障害者等の読み書き困難を解消する行政施策について考える～』

主催：特定非営利法人 大活字文化普及協会 ☎03-5282-4361

②午前11時50分～午後1時40分

『新しい法律を活用した吃音支援 ーこどもから大人までー』

主催：特定非営利活動法人 全国言友会連絡協議会 ☎03-3942-9436

③午後2時10分～4時

『精神障害者雇用は今！ ～事例から考える精神障害者の職場定着～』

主催：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ☎043-213-6200

④午後4時30分～6時20分

『SDGsと共生社会 ー発達障害（ディスレクシア等）への取組と課題ー』

主催：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎03-5273-0601

<12月8日(金) 2日目>

①午前9時30分～11時20分

『色覚の多様性に対応した社会に向けて』

主催：特定非営利活動法人 カラーユニバーサルデザイン機構 ☎03-6206-0678

②午前11時50分～午後1時40分

『糸賀一雄思想「この子らを世の光に」とともに共生社会の実現に向かう』

主催：全国手をつなぐ育成会連合会 ☎077-572-9894

③午後2時10分～4時

『互いに知ることから始めたい ～誰もが参加しやすい社会を目指して～』

主催：特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン ☎03-6321-8948

④午後4時30分～6時20分

『誰も知らなかった！発達障害者のトイレの困りごと』
～JDDnet・東洋大学共同研究「発達障害者のトイレ利用に関するアンケート調査」結果報告～
主催：一般社団法人 日本発達障害ネットワーク ☎03-6721-7817

▽詳しくは、内閣府 平成29年度障害者週間Webサイト▽
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/h29shukan/main.html>

「シーズ・ニーズ・マッチング交流会2017」開催案内

障害当事者のニーズをよりの確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく、シーズ・ニーズのマッチング交流会を開催。

交流会では、開発や改良等を行う機器の展示を行うとともに、障害当事者と企業・研究者、政府系の研究開発支援機関等が一堂に会し、体験や交流を通じて、良質な支援機器の開発、この分野への新規参入の促進を図る。

<大阪開催>

- ・日時：平成29年12月19日(火)～20日(水) 午前10時～午後4時
- ・会場：大阪マーチャンダイズマート
「就労場面における自立支援機器を考えるシンポジウム」

<福岡開催>

- ・日時：平成30年1月16日(火)～17日(水) 午前10時～午後4時
- ・会場：FFB HALL 福岡ファッションビル
「就労場面における自立支援機器を考えるシンポジウム」

<東京開催>

- ・日時：平成30年2月20日(火) 午前10時～午後4時
- ・会場：TOC有明コンベンションホール
「障害者自立支援機器等開発促進事業 成果報告会」

▼詳細については下記HPにて▼

<http://www.techno-aids.or.jp/needsmatch/>

12月の行事予定

2日(土)～3日(日)	関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナー	埼玉県・ラフレさいたま
5日(火)	29年度障害者自立更生等厚労大臣表彰	厚生労働省講堂
8日(金)	えとうせいいちと明日を語る会 第40回全国特別支援教育振興協議会	都市センターホテル 利光ビル記念青少年センター
11日(月)	第88回社会保障審議会障害者部会	会場未定
14日(木)	第36回肢体不自由児・者の美術展	東京芸術劇場
15日(金)～18日(月)	日韓CPサッカー大会2017	西大宮スポーツパーク他
20日(水)	いずみ148号発行	
21日(木)	第3回常任委員会	東京在宅サービス
26日(火)	第2回 ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会	中央合同庁舎3号館
28日(木)	仕事納め	